

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年6月27日（平成30年（行情）諮問第272号）

答申日：平成30年11月5日（平成30年度（行情）答申第308号）

事件名：第51期（平成29年度）熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会（第1回）議事録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「第51期（平成29年度）熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会（第1回から第4回まで）議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、熊本労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月15日付け熊労発基0315第4号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その不開示部分の一部の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「不開示とした部分とその理由」として「公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」があるとされている。具体的には、開示された8種類の行政文書のうち、熊本県最低賃金専門部会の4回分の審議内容のほとんどが不開示とされている。これらは、公労使の各委員が金額審議を含むさまざまな意見を述べた部分と思われるが、すでに新たな熊本最低賃金額は決定しており、かつての議論を覆すことはないし、また、次年度の意見交換に影響を及ぼすおそれもない。なお、地方最低賃金審議会の議事録については全国調査を行っているが、このような意見交換部分のほとんどを不開示とした局はない（例示は省略）。したがって、末尾の議事録署名人の署名部分は除く不開示部分は開示すべきである。

(2) 意見書（添付資料は省略）

第一に，諮問庁から提出された理由説明書の別表，該当箇所「審議会委員の署名」については，不開示で結構です。

次に，「賃金引き上げ額に関わる情報」が不開示とされている箇所について，具体的に何を指し示しているのか現時点ではわかりかねますが，該当ページ数の多さから考えて，他の都道府県の労働局の扱いとは異なり，不開示にしすぎていると思われれます。

賃金引き上げ額に関わる情報といえども，他の労働局の状況を鑑みれば，法5条5項（原文ママ）に該当する不開示情報とは言えず，他の労働局なみに開示すべきです。

資料として，福岡地方最低賃金審議会の平成29年度の本審と専門部会の議事録を添付しますが，具体的な金額も含めて議論の経過も開示されていることが明らかです。つまり，最低賃金の引き上げ額に関する情報は，不開示情報ではありません。福岡労働局と熊本労働局において，同じ基準で不開示決定をしなければ，それは国の機関として法律の運用に一貫性がないことを示すこととなり，諮問庁の主張に破綻を来します。

もし仮に，福岡とは異なり，熊本において不開示にすべき特段の理由があるのであれば，それについて具体的に示していただきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下，第3において「請求人」という。）は，平成30年2月26日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべて。ただし，特定最低賃金のみに関わる審議会のものとは含まない。」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して，処分庁が，平成30年3月15日付け熊労発基0315第4号により，原処分を行ったところ，請求人はこれを不服として，同年3月29日付け（同月30日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については，原処分において法5条5号の規定に基づき，その一部を不開示としたところであるが，不開示理由として法5条1号，4号を追加した上で，原処分で不開示とした部分のうち，下記3（4）に掲げる部分を新たに開示することとし，その余については，原処分を維持することが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

本件開示請求対象行政文書は、「平成29年度の熊本地方最低賃金審議会議事録（第1回から第4回まで）及び熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会議事録（第1回から第4回まで）」であり、別表に掲げる文書番号1から8の行政文書である。

ア 地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）における審議について

審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条2項）

（イ）審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法25条5項）

イ 審議会の委員について

審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

（ア）審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員各同数をもって組織する（最賃法22条）

（イ）審議会の委員は、都道府県労働局長（以下「局長」という。）が任命する（最賃法23条1項）

（ウ）局長は、審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令3条1項）

（エ）審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令3条2項）

（2）不開示部分について

平成29年度熊本地方最低賃金審議会及び熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会の議事録については、以下の情報が不開示情報となる。

ア 審議会委員の署名

イ 最低賃金の改定額の審議に関する情報であって率直な意見の交換が損なわれるおそれがある情報

(3) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号に該当する部分

上記(2)のうち、ア 審議会委員の署名については、特定の個人を識別できる情報に該当し、かつ、法5条1号ただし書に規定されている情報にも該当しないことから、法5条1号の不開示情報に該当するため。

イ 法5条4号に該当する部分

上記(2)のうち、ア 審議会委員の署名については、公にすることにより、偽造悪用されるなど、犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号の不開示情報に該当するため。

ウ 法5条5号に該当する部分

上記(2)のうち、イ 最低賃金の改定額の審議に関する情報については、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当するため。

(4) 新たに開示する部分

本件対象行政文書のうち、第1回熊本県地方最低賃金審議会の議事録に記載されている特定最低賃金の改正申出者に関する情報(申出者の所属団体及び職氏名)は、公開されている審議会の中ですでに公になっており、法5条各号に規定する不開示事由に該当しないため、開示することとする。

また、本件対象行政文書のうち、熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会議事録(第2回から第4回まで)の上記(2)ア及びイ以外の箇所については、法5条各号に規定する不開示事由に該当しないため、開示することとする。

(5) 請求人の主張

請求人は、不開示部分について審査請求書の中で、「公労使の各委員が金額審議を含むさまざまな意見を述べた部分と思われるが、すでに新たな熊本最低賃金額は決定しており、かつての議論を覆すことはないし、また、次年度の意見交換に影響を及ぼすおそれもない。」等と主張しているが、不開示情報該当性については、上記(3)で示したとおりであることから、請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記3（4）で開示することとした部分については新たに開示し、その余の部分については、不開示理由として法5条1号、4号を追加した上で、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年6月27日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年7月12日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同日 | 審議 |
| ⑤ | 同年9月13日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年11月1日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「2017年度最低賃金の決定に関わる地方最低賃金審議会（専門部会等も含む）の議事録のすべて。ただし、特定最低賃金のみに関わる審議会のものとは含まない。」の開示を求めるものであり、処分庁は、別紙に掲げる文書1ないし文書8を特定し、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書（別紙に掲げる文書5ないし文書8）について、議事録署名人の署名部分を除く不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

（1）諮問庁は、不開示部分の法5条5号該当性について、理由説明書（上記第3の3（3）ウ）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

ア 最低賃金の改定額の審議に関する情報については、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当する。

イ 不開示部分については、最低賃金の金額を固める過程についての情報として、上記アの理由により、不開示とするものである。

- (2) 最賃法10条1項では「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域ごとに、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。」と定められており、また、最賃法22条では「最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」と定められていることから、審議会においては、労働者代表委員、使用者代表委員それぞれが要求する最低賃金の引上げ額を提示しながら審議が進められることが、制度上当然に予定されているものと認められる。
- (3) また、本件開示請求があった時点では、平成29年度熊本地方最低賃金審議会及び熊本県最低賃金専門部会における審議は終結しており、平成29年度の熊本県における地域別最低賃金の額は確定して平成29年10月1日から発効している。
- (4) さらに、通番1のうち17頁の不開示部分は、諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている部分に記載されている特定団体のウェブサイト上で例年公開されている情報と同様の情報であり、その余の部分は、別紙に掲げる文書3において原処分で開示されている部分及び文書5ないし文書8において諮問庁が諮問に当たり新たに開示することとしている部分から明らかとなる情報であると認められる。
- (5) 上記(2)ないし(4)から、不開示部分を公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められない。

したがって、通番1ないし通番4は、法5条5号の不開示情報には該当せず、開示すべきである。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 第 5 1 期(平成 2 9 年度)第 1 回熊本地方最低賃金審議会議事録
- 文書 2 第 5 1 期(平成 2 9 年度)第 2 回熊本地方最低賃金審議会議事録
- 文書 3 第 5 1 期(平成 2 9 年度)第 3 回熊本地方最低賃金審議会議事録
- 文書 4 第 5 1 期(平成 2 9 年度)第 4 回熊本地方最低賃金審議会議事録
- 文書 5 第 5 1 期(平成 2 9 年度)熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会(第 1 回)議事録
- 文書 6 第 5 1 期(平成 2 9 年度)熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会(第 2 回)議事録
- 文書 7 第 5 1 期(平成 2 9 年度)熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会(第 3 回)議事録
- 文書 8 第 5 1 期(平成 2 9 年度)熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会(第 4 回)議事録

別表

1 本件対象文書			2	3 法5条5号に該当するとして不開示とする部分	4 開示すべき部分
文書番号	文書名	頁	通番	該当箇所	
5	第51期(平成29年度)熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会(第1回)議事録	17, 23	1	賃金引上げ額に係る情報	全部
6	第51期(平成29年度)熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会(第2回)議事録	3, 5, 7 ないし 9	2	賃金引上げ額に係る情報	全部
7	第51期(平成29年度)熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会(第3回)議事録	2ないし 4	3	賃金引上げ額に係る情報	全部
8	第51期(平成29年度)熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会(第4回)議事録	1ないし6 及び8ないし 11	4	賃金引上げ額に係る情報	全部